

令和2年2月28日
教育委員会

国からの学校の臨時休業要請に関する対応について（2月28日時点）

令和2年2月27日に内閣総理大臣から示された学校の臨時休業要請については、同月28日付けの「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について（通知）」等を踏まえ、学校保健安全法に基づく臨時休業を次のとおり行うこととしました。

1 臨時休業について

(1) 休業期間

ア 小学校及び中学校

令和2年3月2日（月）午後～春季休業の開始日の前日（3月25日（水））

イ 高等学校及び中等教育学校

令和2年3月2日（月）～春季休業の開始日の前日（3月19日（木））（3月2日は広島みらい創生高等学校を除き前日の卒業式の代休日）

ウ 特別支援学校

令和2年3月3日（火）～春季休業の開始日の前日（3月19日（木））

(2) 小学校低学年、特別支援学校等に対する特例的な取扱い

臨時休業期間中はできるだけ人との接触を避け、感染防止を図ることが重要であることから、すべての児童生徒は自宅待機を原則としますが、対象学年等に応じ、一部特例的な取扱いを行います。

ア 小学校低学年（第1学年～第3学年）

（3月3日（火）～3月6日（金）の対応）

(ア) 保護者が仕事を休めない場合に自宅等で一人で過ごすことのできない低学年児童については、感染防止に十分留意した上で午前中は教室で過ごさせることとします。午後は放課後児童クラブの受入れを行います（登録者）。なお、給食については、3月2日（月）は実施しますが、3月3日（火）以降は実施しません。

(イ) この期間については、保護者に改めて仕事を休めるかどうかの調整を行っていただく期間とします。

(ウ) また、上記(ア)の児童でも家庭で安心して過ごせるよう、教職員や地域の協力者による家庭巡回等の体制について検討し、それを保護者に示した上で3月9日（月）以降の利用についての意向を確認します。

（3月9日（月）～25日（水）のおおむね2週間の対応）

(エ) 自宅待機を原則とする中で、上記の家庭巡回等の利用の希望があれば、家庭巡回等を行います。

(オ) 家庭巡回等があっても自宅待機が困難な児童については、上記(ア)の対応を行います。

イ 小学校高学年（第4学年～第6学年）

(ア) 9日以降は、低学年と同様に、希望があれば、教職員や地域の協力者による家庭巡回等を行います。

(イ) なお、放課後児童クラブについては、臨時休業期間中は利用できません。

ウ 小・中学校の特別支援学級

上記小学校低学年と同様な取り扱いとします。

エ 特別支援学校

保護者が仕事を休めない場合に自宅等で一人で過ごすことのできない児童生徒については、社会福祉サービス等の利用ができない等のやむを得ない理由により日中の居場所を確保できない等の場合は、個々の状況をよく把握した上で、感染予防に十分留意し、教室で過ごさせることとします。なお、給食については実施しません。

2 卒業式・卒園式

卒業式・卒園式については、臨時休業中も時間短縮や参加人数を絞ること、アルコール消毒液の設置等感染防止に万全の措置を講じた上で実施するものとします。

なお、参加者については、卒業生・卒園生及び保護者のみとします。

3 公立高等学校入学者選抜

アルコール消毒液の設置や受検生にマスクを着用させる等、感染防止の措置を講じ、3月5日(木)・6日(金)に予定どおり実施します。感染等により受検できなかった者については追検査(3月23日(月))を実施します。

なお、進路指導の必要に応じて、最小限の生徒との対応は可能とします。

4 部活動

臨時休業期間中の部活動は行わないものとします。

(参考) 広島県の対応

県立高等学校は3月2日(月)から臨時休業。各市町には県を参考にした対応を要請する。